

12月21日（水）国相手の大飯原発運転停止を求める裁判 大阪地裁

- 10:45：傍聴券の抽選（別館南側玄関前。10:45までに並んでください）
- 11:00：第20回法廷 大阪地裁202号法廷
- 終了後：報告・交流会（島根ビル9階）

国相手の大飯原発3・4号運転停止を求める裁判のご案内です。
今年最後の法廷です。年末でお忙しい中と思いますが、ご参加よろしくお願ひします。

傍聴券の抽選は10:45です。いつもの場所（別館〔高裁〕南側玄関前）に集まってください。

◆法廷での原告の主張

原告は、基準地震動の過小評価について、地震の規模（地震モーメントM0）を求める「入倉・三宅式では過小評価」というこれまでの主張に加えて、新たに、地震の規模から地震動のレベル（加速度）を導く「壇他の式」も過小評価になっているという、新たな主張を提出する予定です。

基準地震動は二重の過小評価になっているのです。

◆報告・交流会 11:30頃～13:45

◇報告会では、弁護団から法廷の内容について報告・説明してもらいます。

11月28日の政府交渉等を踏まえて、基準地震動の二重の過小評価について報告します。

◇交流会では、

[1] 避難者の住宅支援打ち切り問題について

「自主避難者」の住宅無償支援は、来年3月末で打ち切れようとしています。全国で反対の活動が続けられていますが、避難元福島県の要請が終了したとして、各自治体は支援打ち切りに動いています。関西各地の取り組みの交流、今後の活動について議論しましょう。兵庫・大阪・京都等から避難当事者や支援の皆さんに報告していただく予定です。

[2] 安定ヨウ素剤の30キロ圏内配布を開始した、ひたちなか市訪問の報告

国や県の指針では安定ヨウ素剤の事前配布は5キロ圏内となっています。しかし、ひたちなか市では、独自に30キロ圏内（全市・約16万人）に配布を始めています。これは全国で初の取り組みです。12月13日に福井・関西からひたちなか市を訪問します。訪問の様子等を報告します。

◇交流会の場所

島根ビル9階 アクセス <http://shimane-bill.jp/building/access/>

裁判所から歩いて5分程です。国道沿い。法廷終了後に一緒に移動します。

2016.12.8 おおい原発止めよう裁判の会事務局
大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階（美浜の会気付）
TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581